

2026(令和 8)年度 光徳子供学園事業計画書

社会福祉法人 光徳子供学園

【光徳子供学園の理念】

ひか かがや とく かさ
光り輝き 徳を重ねる

「光り輝き」には、鳥取県出身で近江学園（知的障害のある子どもの教育・医療を行う入所施設）を創設するなど、「社会福祉の父」と呼ばれた系賀一雄先生の言葉「この子らを世の光に」のごとく、一人ひとり生まれながらにいつでも光り輝くかけがえのない存在であろうとする能動的な意識が込められています。

「徳を重ねる」には、光徳という名前の由来と考えられている諸葛亮の思想のごとく、善い行いを積み重ねていくことを通して、自分に自信や誇りをもち、まわりの人とのかかわりやつなかりを広げたり深めたりしながら、自他のよさや違いに気付き、互いに認め励まし合うことで、幸せに生きようとする能動的な意識が込められています。

【光徳子供学園の基本方針】

基本方針のベースにはいずれも、児童福祉事業の先駆者たちによる伝統的な理念である「共生共育」（ともに生き、ともに育ち合う）の考え方が貫かれています。

1. 児童の健康安全の管理に留意し、可能な限り家庭的養育を行うように努めます。 （安心・安全）

「三能主義」（よく食べ、よく働き、よく眠る）

2. 児童と職員の信頼関係を重視し、共に生きる尊さ、共に生きる喜びを体得することに努めます。 （信頼・感謝）

「with の精神」（ともにある）

3. 心身の発達段階に応じた生活体験を通して、情緒の安定と自立心を養うことに努めます。 （自立・自律）

「情性の教育」（規律教育ではなく、子どものあるがままを受け止め、心を育てる教育）

4. 集団の中の個を自覚し、社会の健全な一員となるため、自ら努力する児童の育成に努めます。 （社会性）

「蓬生麻中不扶自直」（単独では曲がりくねる蓬も、まっすぐ伸びる麻の中に生えると、寄りかかることなく自分で矯正していくことから、良い環境があれば、特別なことをしなくても子どもはすすく育つ）

○令和8年度の取り組み

国の「新しい社会的養育ビジョン」や県の「鳥取県社会的養育推進計画」に基づき、本園や地域を取り巻く課題・ニーズ・資源を踏まえて以下の取り組みを推進する。

(1) こどもの権利擁護の推進

- ①こどもがいつでも声を届けられる機会を保障する。(随時面接、セルフチェック、意見箱、アドボキット)
- ②こどもがこどもの権利や性について学ぶ機会を創設する。(学習会、セカンドステップ、性教育)
- ③職員が養育の資質を向上させる研修を実施する。(被虐待研修、共同親権、こどもの性暴力防止法)

(2) 在宅支援の充実

- ①子育て短期支援事業をサポートする。(市町村・保護者との連携)
- ②アフターフォローをサポートする。(児童相談所・保護者との連携)
- ③子育てサロンをサポートする。(子育て支援センター・保護者との連携)

(3) 里親・ファミリーホームとの連携

- ①里親カフェを開催する。(里親、里親支援センターとの連携)
- ②里親・ファミリーホームと交流する。(里親会、里親研修、里親カフェ、里親遠足、各種行事)
- ③心理訪問事業を展開する。(里親・ファミリーホーム・自立援助ホーム・児童相談所との連携)

(4) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた施設運営の充実

- ①家庭養育と個別化を徹底する。(最小限の環境変化、きょうだい・発達・関係性への配慮)
- ②地域分散化と多機能化を推進する。(分園型地域小規模児童養護施設の開設準備、看護師の活用)
- ③非常時の適切な対応を整備する。(虐待・いじめ・事故・怪我・感染・食中毒・苦情・災害の対応)

(5) 児童相談所との連携

- ①職員間で顔の見える関係を構築する。(相互施設見学・茶話会・会食、ケース会議・連絡会)
- ②相互の現状を定期的に情報交換する。(代表者・実務者レベルでそれぞれ運営や支援について共有)
- ③一時保護専用施設の開設を検討する。(相互のニーズと課題を適宜共有)

(6) 社会的養護経験者等の自立支援

- ①社会的養護自立支援拠点事業を活用する。(ひだまり・らいととの情報交換・交流・連携)
- ②児童自立生活支援事業を立ち上げる。(既存事業所への調査・見学、児童相談所・本課との連携)
- ③退所生との交流を促進する。(電話・訪問・来園による交流、入所児童との茶話会・会食の機会創設)

(7) 人財の確保と育成

- ①必要な人財を発掘する。(実習生へのアプローチ・各種広報活動の充実)
- ②メンター制度と研修を活用する。(重層的定期面談、ストレングスモデルの実践、復命の共有)
- ③キャリアデザインと勤務評価を活用する。(目標設定と定期点検、自己・他者評価)

○令和8年度計画(短期)

- ・ホームの満床化と小規模グループケア3~4ホームを維持する。(20~24名)
- ・分園型地域小規模児童養護施設の開設に向けた条件を整備する。(ホーム運営の安定化、開設準備)
- ・官民の他機関と連携する。(地域の課題・ニーズ・資源を共有、業務の連携や効率化を模索)
- ・適切な情報公開に努め、ファンクラブを維持・拡充する。(情報開示、各種広報)

○令和9年度以降計画(中長期)

- ・分園型地域小規模児童養護施設(R9~)
- ・一時保護専用施設(R10~)
- ・児童家庭支援センター(R11~)

○令和8年度 年間行事計画

月	学園内	学校	月	学園内	学校
4月	花見(歓迎会)	入園・入学式 (小)遠足 (中)修学旅行 (小)中)参観日 (小・中)PTA 総会 (小)情報交換会	10月	学園祭り	(小)参観日 (小)学習発表会 (高)体育祭、文化祭
5月	子どもの日行事 法人理事会 BBQ	(小)遠足 (中)情報交換会 (小)運動会	11月	芋ほり 焼き芋大会	(小)参観日 (中)文化祭
6月	三児相ケース連絡会 ちまき作り 法人評議員会 野菜の苗植え	(小)参観日	12月	クリスマス会 餅つき大会 年末年始一時帰省 年末大掃除	(小)参観日 期末懇談
7月	県養交流キャンプ 海水浴 七夕飾り えびす祭り BBQ	期末懇談 (小・中)親子行事	1月	初詣 冬休み中行事 学園スキー	
8月	里親会行事 盆一時帰省 学園旅行 カヤック 沢登り体験&BBQ 自然塾 クルージング	(小)登校日 (小・中)親子行事	2月	節分 学園スキー	(中)県立推薦入試 (中)私立一般入試 (小)参観日 (中)参観日
9月	体験の風行事	(中)体育祭	3月	ひな祭り 法人理事会 送別会 ホーム外出	(中)県立一般入試 (小・中)学期末懇談 卒園・卒業式
<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練(毎月1回) ・健康診断(年2回) ・委員会(年4回) ・職員研修会 ・中学校勉強会(週1回) ・セカンドステップ ・高校生会 ・中学生会 ・小学生会 			<p>【会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営会議(毎月1回) ・職員会議(毎月1回) ・ホーム長会議(毎月1回) ・拡大ケース会議(年2回) ・ケース会議(月2回) ・ホーム会議(毎月1回) ・連絡会(毎日9時15分より) 		